

## 11. 岡山大学農学部学生交流取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、本学部規程第19条第2項及び第21条第2項の規程に基づき学生交流の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における「学生交流」、「他の大学」及び「大学間協議」とは、次の定義による。

2 「学生交流」とは、本学部が教育上有益と認め、他の大学との協議に基づき、当該大学又は当該短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下当該大学という。）の授業科目を履修させる学生（以下「派遣学生」という。）の派遣及び他の大学の学生で本学部との協議に基づき本学部の授業科目を履修する学生（以下「特別聴講生」という。）の受け入れをいう。

3 「他の大学」とは、本学部が学生交換を行う国・公・私立大学（短期大学を含む。）又は外国の大学（短期大学を含む。）をいう。

4 「大学間協議」とは、学生交流について、本学部と他の大学又は、他の大学の学部の間で、授業科目、単位数、学生数、期間、単位認定方法、授業料等の費用、その他実施上必要とされる具体的な措置について行う協議をいう。

(審議)

第3条 学生交流について、大学間協議を行うときには、教授会の議を経なければならない。

(派遣学生)

第4条 派遣学生を志願する学生は、指導教員の承認を得て、学部長に願い出、許可を得なければならない。

2 指導教員の承認を得た学生は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 聴講許可願
- 二 指導教員の推薦書
- 三 他の大学が必要とする書類

3 学部長は他の大学との協議が成立した後、学生に許可を与えるものとする。

4 出願の時期は、大学間協議の定めるところによる。

第5条 派遣学生が他の大学で履修した単位は、30単位を限度として、卒業の要件単位として取り扱うことができる。ただし、原則として本学部必修科目の単位としては認めない。

2 前項の単位認定は、教授会で行う。

第6条 派遣学生は、履修期間が終了したときすみやかに修了報告書を学部長に提出しなければならない。

(特別聴講学生)

第7条 他の大学の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき特別聴講学生として履修を認めるものとする。

第8条 特別聴講学生を志願する学生は、次の書類を履修する授業科目が開講される日の2か月前までに（外国の大学の場合は4か月前までに）当該大学の長から学部長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生願
- 二 成績証明書
- 三 指導教員の推薦書

#### 四 健康診断書

##### 五 その他本学部が必要と認める書類

第9条 特別聴講学生が、本学の秩序をみだし、学生の本分にもとる行為があったとき、あるいは学生交流の主旨に反したときは、当該大学と協議の上、特別聴講学生としての身分を取り消すことがある。

第10条 特別聴講学生の履修方法・単位修得等については、本学学生と同等に取り扱い、修得した単位については、単位修得証明書を交付する。

##### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

### 13. 農学部建物配置図

